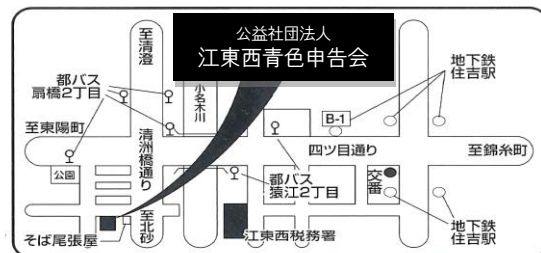


江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<https://nishiaoiro.jp/>



年末調整個別相談会ご案内

令和 4 年 1 月 20 日までにご予約のうえ、ご来会ください。

今年も年末調整の時期です。今年の1月1日から12月31日までの間に支払うべき青色専従者給与・従業員給与の額が確定したら、年末調整の計算が必要です。

年末調整とは、給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額、控除となる金額をそれぞれ計算して年税額を求め、所得税徴収高計算書(納付書)により税務署または金融機関で納付します。最終ページの年末調整のしかた～昨年と比べて変わった点～をご確認ください。

また、納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書(納付書)は、必要事項を記入して税務署に提出する必要があります。納付税額がない場合、金融機関では取り扱いませんので、税務署へ送付または提出してください。青色申告会でもお預かりしております。

青色申告会では、年末調整相談会を開催しております。新型コロナウイルス感染防止の観点から、当会では感染防止対策を徹底しているため、**ご来会の際は必ず予約が必要となります**。会員の皆様にはご不便をお掛け致しますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、この相談会は従業員又は専従者がいない場合は参加する必要はありません。

必要書類 ☒ チェックリスト

- ☐ 個人別の源泉徴収簿(1～12月の各個人の給与支払額・源泉徴収額・氏名・住所・生年月日)
- ☐ 事業主及び従業員(専従者を含む)、扶養家族の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ☐ 年の途中で就職した方がいる場合、前職の源泉徴収票
- ☐ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ☐ 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ☐ 給与所得者の保険料控除申告書(社会保険料・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済など)
- ☐ 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける場合は、住宅借入金等特別控除申告書(残高証明書)
- ☐ 本年1月から6月までに納めた納付書の控え
- ☐ 税務署より送付された納付書・区役所から送付された書類一式
- ☐ 認印

おめでとうございます

令和3年度納税表彰式及び税務功労表彰式が行われ、永年にわたり会の組織活動を通じて税務行政の推進に貢献したことが認められ、次の皆様が表彰されました。おめでとうございます。



納税表彰

東京国税局長表彰 庄司 修 様

江東西税務署

署長表彰状 濱田あや子様

署長感謝状 柳川キヨノ様

田中 季彦様
大塚あいさ様

(公社)江東西青色申告会

会長感謝状 龍崎 輝男様

香取 清克様

東京都江東都税事務所税務功労者

所長感謝状 川名満知子様

各会議・行事・ご報告

11月

- 9 (火) 納税表彰式
- 11 (木) 都税事務所 所長感謝状贈呈式
- 12 (金) 6会青色コーナー事前協議会
- 17 (水) 消費税インボイス研修会(申告会)
- 19 (金) 署長講演会
- 20 (土) 消費税インボイス研修会(古石場)
- 23 (火) 消費税インボイス研修会(森下)
- 25 (木) 6署会合同会議
- 27 (土) 消費税インボイス研修会(豊洲)
- 28 (日) 消費税インボイス研修会(小松橋)

これからの予定

12月

- 1 (水) 三役会
- 6 (月) 育青部設立総会
- 15 (水) 理事会
- 17 (金) 東青連理事会・納税表彰祝賀会

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、変更する場合もございますので、予めご了承ください。

消費税インボイス制度・研修会報告について

11月に開催しました消費税インボイス制度研修会は、たくさんの方に参加いただき、無事に終了しましたことをご報告します。今回の研修会に参加できなかった方、もっと詳しく知りたい方は、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。また、インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターをご利用ください。

軽減・インボイスコールセンター

【専用ダイヤル】 0120・205・553

支援金の申請について

「月次支援金」(国)

★10月分：11月1日～令和4年1月7日
詳しくは、経済産業省月次支援金で検索

または、相談窓口 0120・211・240

「月次支援給付金」(東京都) 標準申請

★7・8月分：9月1日～令和4年1月14日

★9月分：10月15日～令和4年1月31日

★10月分：11月5日～令和4年2月28日

詳しくは、東京都中小企業者等月次支援給付金で検索
または、コールセンター 03・6740・5084

事務局からのお知らせ

「年末年始」について

左記日時は、事務局をお休みさせて頂きます。「不便をおかけいたしますが、予めご了承ください。」

◆ 12月29日(水)～新年1月4日(火) 冬期休暇

「会費」について

12月6日に指定の口座より振替ができなかった方は1月6日に再振替させていただきます。

「決算申告相談予約締切！」

お済でない方はお急ぎください

11月末までにお願ひしてありました決算申告相談予約の申込期限を過ぎました。お申込みいただきました日時につきましては12月末に決算申告準備書類と一緒に郵送いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

まだ、予約がお済でない方は、早急にFAX・郵送・HPにてお申込みいただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、先月号の会報に同封しました「決算確定申告サポート相談会の予約申し込みのご案内」をご覧ください。お手元にないようであれば、事務局までご連絡ください。

***お電話による予約は廃止させていただいておりますので予めご了承ください。**

会員必携が出来上がりました

この一冊に個人事業者にかかわる税の基本的な内容を集約しており、毎年の税制改正についても把握することが出来ます。確定申告等にぜひ活用ください。300円で販売しております。

ご希望の方は事務局までお申込みください。

令和3年版の主な掲載内容

◆ **特集** 令和3年分の確定申告にあたって ■ 令和3

年分から適用される主な税制改正項目 ■ 新型コロナウイルス感染症に係る助成金の税務上の取り扱い ■ 所得税等の申告書B(下書き用)

◆ **青色申告制度** ■ 青色申告と特典 ■ 青色申告を始めるには ■ 記帳と帳簿書類等の保存 ■ 青色申告者の記帳のきほん ■ 会計ソフトによる記帳のメリット

◆ **損益計算と決算** ■ 損益計算のきほん ■ 事業所得の損益計算 ■ 不動産所得の損益計算

◆ **所得税** ■ 所得税のあらまし ■ 所得金額の計算 ■ 所得から差し引かれる金額の計算 ■ 所得税額の計算 ■ 申告納税額の計算 ■ 確定申告と納税 ■ 用語の解説

◆ **消費税** ■ 消費税の基本的なしくみ ■ 税区分の把握 ■ 帳簿と請求書等の作成 ■ 消費税額等の基本的な計算手順 ■ 軽減税率導入にともなう中小事業者の税額計算の特例 ■ 申告と納税 ■ 消費税の主な届出・申請書

◆ **相続税・贈与税** ■ 相続税のあらまし ■ 贈与税のあらまし

◆ **地方税** ◆ **巻末資料** ■ 勘定科目一覧表兼消費税の税区分表 ■ 減価償却資産の償却率表 ■ 耐用年数表 ■ 印紙税額一覧表

青色共済給付・お知らせ

給付状況をお知らせします。

令和3年10月1日～10月31日

・入院見舞金…1件

青色共済にご加入の方へ

入院見舞金などの請求漏れはございませんか？
契約内容(住所や受取人など)の変更はございませんか？
事務局までご連絡ください！

火災共済

災害大国日本において、
火災・地震保険料が値上がりしている昨今、
更新切替の時期に向けて見直しを！！

割安な保険料でしっかり補償の
火災共済をぜひご検討下さい。

見積もりだけでもOK！

どのくらい違ってくるのかを比較し、
経費節減にお役立てください。

※見積もりや資料請求、説明を聞きたいなど、
お問い合わせは青色申告会事務局まで。

重要!

確定申告相談の 注意点・準備

「注意点」

○複式簿記で記帳されている方へ

会計ソフトを使用されている方、複式簿記での記帳をされている方は、必ず確定申告予約期間中（1/21～3/11）に「予約の上」ご来会ください。

3/13（日）・14（月）・15（火）の

3日間、会計ソフトを利用されている方、複式簿記で記帳されている方はお受けできません。

予約期間中に「来会いただけ

いと、電子申告（税理士による代理送信）を行う

ことができます。つまり、最高65万円の青色

申告特別控除を受けられませんので、予め「い

承」ください。

○申告期のPC持ち込みについてお願い

スムーズに相談会をご利用いただくため、また、接触による感染症拡大防止も踏まえ、決算申告来会時のパソコン持ち込みを原則禁止とさせていただきます。ツカエル青色申告・やよいの青色申告・ブルーリターンをお使いの方はUSBなどの記録媒体にデータを保存し、「ご持参ください」。その他の会計ソフトやクラウド版をお使いの方は今まで通り、決算書を印刷してお持ちくださいますようお願い申し上げます。



また、バックアップデータをお持ちいただく際にUSBに保存されていない状態や会計ソフトの入力が不完全の状態で来会され、予約時間内に完了できない方が増加しています。決算申告相談時は、会計ソフトの入力確認は行いません。必ず、確認をしてから「ご来会ください」。

※記帳のしかたや会計ソフトの入力方法などの相談期間は11月30日をもって終了しました。来年の4月以降、再び受付を開始いたします。

○公的年金等の源泉徴収票について

国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票をお持ちいただくのですが、「源泉徴収票」ではなく、「通知書」をお持ちになる方がいらつやいます。「通知書」は、お知らせであるため、確認することができません。必ず、「源泉徴収票」をお持ちください。

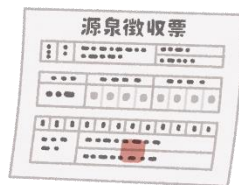
「申告に向けての準備」

○土地や建物を売却された方へ

今年、土地や建物を売却された方は、事前に税務署で「譲渡所得の内訳書」を作成し、決算確定申告相談の予約日にお越しください。譲渡所得の内訳書をお持ちでない場合は、申告書を作成できません。

○医療費控除を受ける場合は明細書が必要です

令和2年分から領収書の提出による医療費控除の適用ができなくなっております。決算申告相談時に領収書を持参される方がいらつやいます。明細書をご記入のうえ、お持ちくださいますようお願いいたします。医療費の領収書はお手元で5年間保存してください。



い。明細書の記入のしかたなど、「質問がある方は、事務局まで」ご連絡ください。

○住宅借入金等特別控除を受ける方へ

今年、ローンで住宅を購入した方など、住宅借入金等特別控除を受ける方は、決算申告相談時に「用意していただく書類が」あります。必要書類を「案内します」ので、必ず、事務局まで「ご連絡ください」。

育青部の部員募集

私たちと一緒に活動しませんか？

青色申告会はボランティアの役員が中心となって活動しています。会員の皆様の意見を反映し、より良い会づくりにつとめるため、育青部の部員として、一緒に活動しませんか？

税務や経理についての勉強会や部員相互の親睦を図る行事などを開催したいと考えております。

「こんな事業があったらいいな」「こんな勉強をしてみたい」など、あなたの意見を反映するためにも、育青部員となつて、いろいろな企画を立ててみませんか？一緒に活動してくれる仲間を募集します。

あなたの参加が大きな力となり、

未来の申告会へとつながります。

「質問、お問い合わせは事務局まで」ご連絡ください。皆様の「応募お待ちしております」。